明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○建設業法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四七）　一
〔告示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務二〇三）　五
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同二〇四）　七
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（農林水産一一六一）　二
○肥料の登録の有効期間を更新した件（同一一六二）　三
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度国家公務員採用一般職試験（高卒程度試験）公告（人事院）　六
平成二十八年度税務職員採用試験公告（同）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
第四十二回下水道技術検定実施、第三十回下水道管理技術認定試験実施、日本下水道事業団公告、特定計量器型式承認、厚生年金基金変更、企業年金基金設立関係　四七
地方公共団体
行旅死亡人関係　五〇
会社その他
会社決算公告　五三

省令

○国土交通省令第四十七号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第五条、第六条第一項、第十一条第一項、第三項及び第五項、第二十七条の二十七並びに第二十七条の二十九第一項及び第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、建設業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月九日

国土交通大臣　石井　啓一

建設業法施行規則の一部を改正する省令

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第二号の表とび・土工工事業の項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて次条から第七条の六までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録基礎ぐい工事試験」という。）に合格した者

第七条の四第一項中「とび・土工工事業の項第四号」の下に「若しくは第五号」を、「登録地すべり防止工事試験」の下に「、登録基礎ぐい工事試験」を加える。

第七条の六第一項第二号の表地すべり防止工事の項の次に次のように加える。

基礎ぐい工事	次のいずれかに該当する者 イ　学校教育法による大学若しくはこれに相当する外国の学校において地盤工学その他の登録基礎ぐい工事試験の実施に関する事務に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあつた者又は地盤工学その他の登録基礎ぐい工事試験の実施に関する事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者 ロ　国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者	

第七条の八第一号の表地すべり防止工事の項の次に次のように加える。

基礎ぐい工事	一　基礎ぐい工事の一般知識に関する科目	地盤工学、土質力学、構造力学、材料学その他基礎ぐい工事一般に関する事項　三時間
	二　基礎ぐい工事の施工方法に関する科目	場所打ちぐい工事及び既製ぐい工事の施工方法に関する事項
	三　基礎ぐい工事の技術上の管理に関する科目	場所打ちぐい工事及び既製ぐい工事の施工計画、施工管理、安全管理その他の技術上の管理に関する事項
	四　基礎ぐい工事の関係法令に関する科目	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他関係法令に関する事項
	五　技術者倫理に関する科目	技術者倫理に関する事項

第七条の八第一号の表計装の項中「労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）」を「労働安全衛生法」に改める。